

第4章 サービス等提供体制確保のための方策

令和5年度に行ったアンケートや、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者やその保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会、これまでの事業実施状況等を参考に、今後のサービス提供体制の確保や事業の実施に関し、以下の通り取組みます。

(1) 障がいの状況とライフステージに則した相談支援体制を充実させます。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がいの状況とライフステージに則したきめ細やかな相談や情報提供を、基幹相談支援センターを核として行い、適切なサービス等利用計画のもとに利用者本位の生活を営めるように、相談支援体制の強化、充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) グループホーム等居住系サービスの充実を図り地域生活を支援します。

地域における居住の場としてのグループホームの充実や、心身の状況に応じた通所サービスの充実を図り、自立した生活を目指す人、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行をする人が、安心な生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能を活用しつつ、サービス体制の充実と質の向上を図ります。また、相談支援体制の充実を図り適切なケアマネジメントのもと真に施設入所が必要な方が施設に入所できるようにします。

(3) 支援を必要とする障がい者に対する訪問系サービスや日中活動系サービスを充実させます。

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについて、障がいの種別に関係なくサービスを提供するとともに、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の整備とサービスの質の向上を図ります。また、就労を希望する方が多い状況から、就労の機会を多く提供できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業所の充実を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充に努めます。なお、短期入所の利用希望に対し、対応が難しい状況もあるため、グループホームへの短期入所施設の機能併設を今後も進め、サービスの確保に努めていきます。

(4) 就労支援体制のステップアップを推進します。

地域生活と就労を一体的に支援し、障がい者の適性にあった就労支援サービス体制の充実を図ります。特に、栃木市障がい者等自立支援協議会、企業、関係機関との連携を強化し、オール栃木で、働く環境の整備や改善を推進するなど、一般就労に向けた施策を充実していきます。

(5) 障がい児の状況とライフステージに沿った支援体制を構築します。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していくための体制を整えていきます。

(6) 栃木市障害者施設協議会との連携を強化します。

障がい者にあったサービス提供体制を確保するため、栃木市障害者施設協議会に加盟する事業所の間で、サービス提供に関する連携を強化できるよう支援します。

(7) 制度の狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

障がい者福祉制度と、介護保険制度との狭間にある方に対する支援のあり方について検討します。

(8) 指導・監査等による事業者の運営適正化を進めます。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。